食安輸発0920第3号 平成25年9月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナ ゾール)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け 食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年9月18日付け食安輸発0918第1号)に基 づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成25年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
		ピーマン(パプリカと称される	
平成25年9月20日	中国	ジャンボピーマンを含む。) 及び	(ジフェノコナゾール)
		その加工品(簡易な加工に限る。)	